

平成26年3月18日 第32号
発行：東京二十三区清掃一部事務組合
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
TEL 03-6238-0613~5 FAX 03-6238-0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。
<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

平成25年度第2回区民との意見交換会を開催しました



意見交換会の様子

清掃一組では、事業運営に関して区民の皆様へ御説明するとともに相互のコミュニケーションの促進を図るため、区民との意見交換会を定期的に開催しています。

平成25年11月26日に開催された平成25年度第2回の意見交換会では、テーマを「23区の廃棄物処理の現況について～一般廃棄物処理基本計画改定に向けて～」とし、参加者19名を迎え、意見交換を行いました。

清掃一組の一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、23区の一般廃棄物の適正な処理を確保するため、経営計画の基本方針である「循環型ごみ処理システムの推進」を踏まえ、平成22年2月に改定されたものであります。計画期間は平成32年度までとなっており、概ね5年毎に改定することとしています。

廃棄物処理については、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等を踏まえ、国では3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めるとしており、社会環境も大きく変化しています。

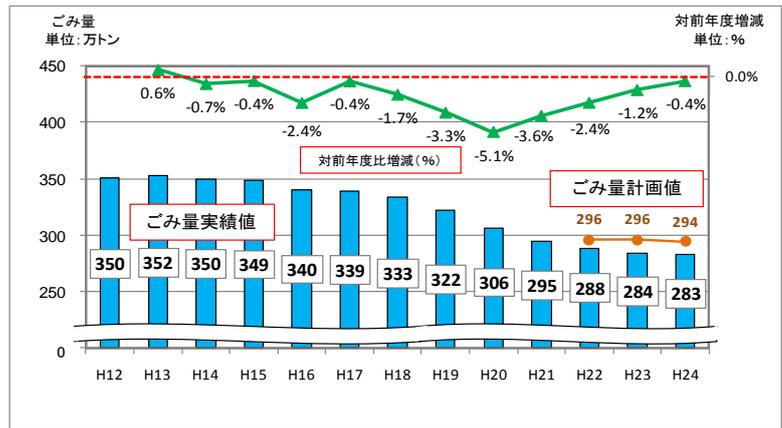
こうした状況を踏まえ、現行基本計画の5年目となる平成26年度を目途に、基本計画を改定することとしました。計画改定の検討に当たっては、23区との連携を図るとともに、埋立処分や広域的な視点からの意見も踏まえて検討を行うために、23区、東京都、清掃一組の関係部課長で構成する「一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会」を平成25年11月に設置しました。

計画改定の検討を開始したことを踏まえ、区民との意見交換会を開催し、区民の皆様から幅広く御意見をいただくこととしました。

意見交換会では、最初に「23区の概要とごみ処理の現状」、「現行計画の進捗状況と取組の達成状況」、「計画改定の基本的な考え方」、「計画改定における検討事項」などを資料に基づき説明しました。

また、計画改定の課題については、近年ごみ量が下げ止まり傾向であること（図1）、東日本大震災の影響などにより最終処分量が増加していること（図2）、清掃工場の稼働年数が徐々に増加し平成30年代には現行計画の耐用年数（25～30年程度）に達する工場が多数出現すること（図3）などを説明しました。

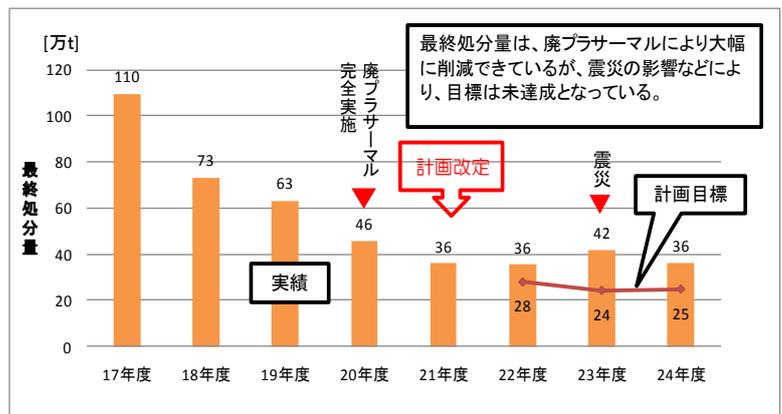
図1 ごみ量予測と実績



区民の皆様からの主な御意見、御質問は、以下のとおりです。詳細については、清掃一組ホームページをご覧ください。

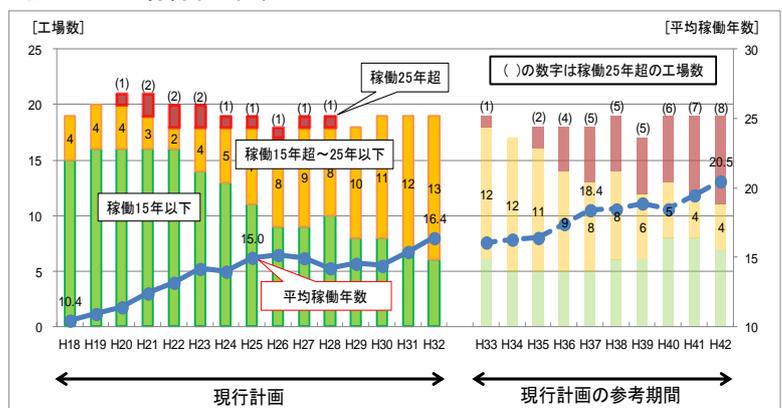
清掃一組では、区民の皆様の高関心の高いテーマを取り上げて意見交換会を開催していきますが、計画改定については、中間まとめや基本計画原案を取りまとめ後に、それぞれ開催して、区民の皆様より御意見をいただくこととしています。

図2 最終処分量の推移



今後とも清掃一組は、区民との意見交換会などを通じて、一般廃棄物中間処理に係る行政サービスに関する情報発信を丁寧に行い、区民との信頼関係の構築に努めていきます。

図3 工場稼働年数



意見交換における主な御意見や御質問

- ・改定検討委員会の資料及び会議要旨を早く公表して欲しい。
- ・パブリックコメントや意見交換会での区民意見は、きちんと改定検討委員会に報告するのか。
- ・ごみ処理は、収集運搬・中間処理・埋立処分と一連の流れの中で行うものなので、23区と清掃一組が納得し合った計画を立てて欲しい。
- ・基本計画の作成途中で、工場運営協議会へのお知らせはないのか。
- ・計画期間が、現行計画の11年から15年になった理由は何か。
- ・経済状況を加味して15年スパンでごみ量を予測することは難しいのだから、もっと柔軟に幅を持たせて予測値を出したらどうか。

大島町の災害廃棄物の受入処理について



仮置場に積まれた災害廃棄物（大島町）

大島町では、平成25年10月の台風26号による大規模な土砂災害が発生し、人的にも物的にも甚大な被害を受けました。この災害による災害廃棄物の処理見込量は、約11万トンにも上ります。

しかし、大島町の一般廃棄物の年間処理量は約3,000トンであることから、大島町だけでこの災害廃棄物を処理することは困難な状況であり、大島町の復旧、復興の妨げにもなることから、大島町では災害廃棄物の処理につい

て、東京都に支援を要請しました。そして、大島町及び東京都は災害廃棄物のうち木くず等の可燃性廃棄物の処理を、特別区長会に要請しました。

これを受けて、特別区長会、大島町及び東京都は平成25年12月16日付けで「大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」を締結し、清掃一組の清掃工場を受入処理を行うこととなりました。

大島町では、災害廃棄物の選別、破碎等の前処理を行ったうえで、災害廃棄物専用のコンテナに積み込みます。そして東京都が、このコンテナを船舶と車両を使用して大島町から清掃一組の清掃工場まで運搬します。

なお、清掃一組では、平成25年12月及び初回受入れの前日に大島町を訪れ、仮置場での災害廃棄物の保管状況、災害廃棄物の選別及び破碎状況、土砂の除去の程度など、排出前の災害廃棄物の性状及び管理体制を視察し、清掃一組の清掃工場での焼却処理に影響がないことを事前に確認しました。

清掃一組の受入期間は平成26年1月から平成26年12月までの1年間、処理見込量は7,400トンです。平成26年1月末から中央清掃工場を受入れをはじめ、平成26年3月までは有明、江戸川、品川の計4か所の清掃工場を受入れます。平成26年4月以降は、各工場の定期点検等のスケジュールを踏まえ、受入先の清掃工場を拡大していく予定です。なお、受入れの実績については、清掃一組のホームページに掲載しています。

清掃一組では、大島町の一日も早い復旧、復興に努めていきます。皆様の御理解、御協力をお願いします。



ごみバンクに災害廃棄物を投入する車両
(中央清掃工場)

東京二十三区清掃一部事務組合議会報告

◆平成25年第4回定例会（平成25年12月24日開催）

○議案・報告

番号	件名	概要	結果
議案19	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成25年特別区人事委員会勧告を踏まえ、給料表等を改定する。	可決
議案20	東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例	地方税法の改正を踏まえ、使用料及び手数料に係る延滞金の割合の特例を改正する。	可決
議案21	世田谷清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額 3億3,694万5,000円	可決
議案22	新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額 9億3,450万0,000円	可決
議案23	港清掃工場プラント制御用電算システム整備工事請負契約の締結について	プラント制御用電算システム整備工事 契約金額 8億3,191万5,000円	可決
議案24	和解について	品川清掃工場のナトリウム・硫黄電池設備の撤去に伴う損害賠償額の決定及び和解について	可決
報告6	専決処分した事件の報告について	中央清掃工場車両物損事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について	

閉会中の継続調査

1. 運営委員会 ・ 議会の運営連絡等について

◆平成26年第1回定例会（平成26年2月25日開催）

○議案・報告

番号	件名	概要	結果
議案1	平成25年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）	補正予算額 52億5,700万円 補正後予算額 860億2,700万円	可決
議案2	平成26年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	予算額 827億9,700万円 対前年度比較 20億2,700万円	可決
議案3	平成26年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	特別区分担金額 372億4,000万円 対前年度比較 △19億5,300万円	可決
報告1	専決処分した事件の報告について	新江東清掃工場設備破損事故に伴う和解について	

○陳情

番号	件名	結果
陳情1	「資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止条例制定」の陳情	不採択

閉会中の継続調査

1. 運営委員会 ・ 議会の運営連絡等について